㊮

高松市告示第５９２号

平成５年４月２０日付けで地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１項の認可を受けた東畑上自治会について、次のとおり告示した事項に変更があったので、同条第１０項の規定に基づき告示します。

令和８年１０月２９日

高松市長　大　西　秀　人

変更があった事項及びその内容

１　目的

（変更前）この会は、地域住民の親睦を図り、自主的な協同活動によって住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等を行い、住よい地域づくりを推進することを目的とする。

（変更後）この会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等を行い、住みよい地域づくりを推進することを目的とする。

２　区域

（変更前）高松市前田東町２３２-２番地から４３５-１番地

（変更後）高松市前田東町２３２番地２から４３６番地１０

３　変更年月日

令和８年１０月２９日